



少年裁判手続における実名報道の禁止： アメリカ少年司法における少年の匿名性の保護

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 浅利, 祐一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00004220

少年裁判手続における実名報道の禁止

—アメリカ少年司法における少年の匿名性の保護—

浅 利 祐 一

目 次

- I. はじめに
- II. 少年裁判所制度とパレンス・パトリエの法理
- III. 少年の匿名性の保護と表現の自由
- IV. Smith 判決の検討
- V. おわりに

I. はじめに

少年法第 61 条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年の時に犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と規定している。従来わが国においては事件報道において実名を使うことが慣例化されており、未成年者に対してこのように例外的な配慮がなされているのは、「少年法全体を通じて流れている少年保護の精神に基づくものであり⁽¹⁾」、記事等の掲載を禁止する趣旨は「少年の名誉やプライバシーを保護するとともに、過ちを犯した不幸な少年を保護し、将来の更生を見守ろうというあたたかい目にほかならない。」⁽²⁾と説明されている。

他方、この規定は禁止規定であるが、罰則を設けていないことについて「憲法 21 条の言論出版の自由を尊重する意味から、報道機関の自主規制にかからしめる趣旨である。」⁽³⁾と説明されている。しかしながらこの点について検討を加える憲法学説はほとんどない⁽⁴⁾。

ところで、わが国の少年法が保護主義の精神に貫かれ、アメリカ法、とりわけパレンス・パトリエの思想の影響を強く受けて制定されたことは広く知られている⁽⁵⁾。我が国の少年法の制定に大きな影響を与えた少年裁判所運動の発祥の国、アメリカでは、19 世紀までは、少年裁判所は存在せず、少年に対しても、成人と同一の権利が保障され、少年と同一の刑罰が適用されていた。しかし、20 世紀に入って、人道上の見地から、各州で少年裁判所が設置され、パレンス・パトリエの法理を背景にして、少年手続については一般の刑事手続とは異なる特別の保障が認められるようになった。ところが、1967 年の *In re Gault* 事件を契機にして、少年手続のデュー・プロセス化がすすむことになる。生徒の表現の自由が争われた *Tinker* 事件において「生徒は学校の内外を問わず、憲法の保護する『人』である。」⁽⁶⁾という著名な法廷意見を書いたフォータス裁判官は、*Gault* 判決においても、「デュー・プロセス条項や *Bill of Rights* は成人専用の規定ではない」⁽⁷⁾ことを高らかに宣言した。この *Gault* 判決は「少年裁判手続にもデュー・プロセス条項の保障が及ぶことを明らかにし、

子どもの権利論の幕開けともいうべき位置を占めて」⁽⁸⁾おり、その後、連邦最高裁では、各種の憲法上の手続的権利の保障を欠く州法に対して違憲判決が相次いで下された。

しかし、このように、連邦最高裁は、少年裁判手続にも成人並みのデュー・プロセスの保障を要求する一方で、少年裁判所制度の基本理念であるパレンス・パトリエの法理を放棄したわけではなかった。連邦最高裁は、これらの一連の判決のなかでも、少年裁判手続の非公開をはじめとして少年裁判制度の持つ「親しみがありインフォーマルで保護的な少年手続の理想」⁽⁹⁾を認めている。

本稿は、このようにデュー・プロセスの要請とパレンス・パトリエの法理とが対抗関係にあるアメリカの少年司法における少年の氏名公表の禁止の問題を検討するものである。アメリカにおいても、ほとんどすべての州で、少年保護、更生の目的から、少年の匿名を保護するために、少年の氏名等の公表を禁止する法律が制定されているが、マス・メディアによる実名報道の結果、これらの州法が第一修正の保障する表現の自由に抵触しないかが争われた事件はそれほど多くはない。その中で、連邦最高裁は、1977年のOklahoma Publishing Co. v. District Cour事件⁽¹⁰⁾と1979年のSmith v. Daily Mail Publishing Co.事件⁽¹¹⁾においてこの問題に直面した。

本稿は、アメリカ少年司法における少年の実名報道の可否を検討するものであるが、その前提作業として、まず、II.において、アメリカにおける少年裁判所制度がどのように展開してきたのか、またGault判決を契機とする少年司法のデュー・プロセス化の要請のなかで、この要請と少年裁判所の基本理念をどのように調和させてきたのか、について連邦最高裁の判例を素材にして検討する。この点については、すでに多くの研究がみられるが、ここでは、本稿の問題関心に即して、少年司法の実名報道の問題を検討するのに必要な限りで、概略するに止める。そして、III.では、少年の匿名性の保護に関する判例、学説を紹介し、IV.において、その代表的な判決であるSmith判決の問題点を批判的に検討する。

本稿のアメリカ少年裁判手続における少年の匿名性の保護の問題の検討を通して「常に許されるかどうかは、難しい問題である」⁽¹²⁾とされる実名報道の憲法上の可否の問題を検討するための、いわば前提作業としたい。

(1) 田宮裕(編)『少年法 条文解説』298頁(舟山泰範執筆)(1986)。

(2) 同上。

(3) 同上299頁。すでにいくつか具体的な事例に応じて、少年保護関係者、新聞社、新聞協会等、共同の研究会が催され、匿名報道を求める声が強まってはきているが、現状は、わずかに、未成年者や強姦犯罪の被害者に対して配慮がなされているにすぎない。「子どもの権利条約」との関係で罰則導入の可能性について論ずるものとして、永井憲一・寺脇隆夫(編)『解説 子どもの権利条約』162頁(1990)。なお、犯罪報道のあり方をめぐっては、参照、法学セミナー増刊『資料集・人権と犯罪報道』(1986)、同『人権と犯罪報道を考える』、同『犯罪報道の現在』(1990)など。

(4) 実名報道一般と表現の自由との関係について論ずる憲法学説も少ない。そのなかで、松井茂記『「マスメディアと法」入門』174頁(1988)は、後に紹介するCox Broadcasting Corp. v. Cohn事件を援用して、「およそ実名報道することが憲法上の権利として制約しえないかどうかはともかくとして、少なくとも裁判の報道として真実を伝えている限りは、実名報道は原則として認められるべきであろう。」としている。

(5) たとえば、団藤重光・藤田宗一『新版 少年法〔第二版〕』4頁(1984)、松尾浩也「アメリカ合衆国における少年裁判所運動の発展」家裁月報26巻6号1頁(1974)。

すでに大正期に、現在の少年法の前身である旧少年法、矯正院法がアメリカ法の影響を受けて制定された経緯については、森田明「少年裁判手続における『保護・教養』の一側面」小林直樹先生還暦記念『現代国家と憲法の原理』563頁(1983)、同「少年裁判手続における『保護・教養』観念」芦部信喜先生還暦記念『憲法訴訟と人権の理論』783頁(1985)。

(6) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U.S. 503, 513 (1969)。

- (7) *In re Gault*, 387 U.S. 1, 13 (1967).
- (8) 米沢広一『子ども・家族・憲法』38頁(1992).
- (9) *Mckeiver v. Pennsylvania*, 403 U.S. 528, 545 (1971).
- (10) 430 U.S. 308 (1977).
- (11) 442 U.S. 97 (1979).
- (12) 松井・前掲注(4).

II. 少年裁判所制度とパレンス・パトリエの法理

1. 少年裁判所制度の設立と展開

アメリカにおいても、少年裁判所(Juvenile Court)が設置される以前は、刑事責任能力を有するとみなされる少年については、成人と同一の権利が保障され、成人と同一の刑罰が適用されていた⁽⁷⁾。しかし、このように少年に対して成人と同様に過酷な刑罰を適用することについて、人道的見地からの反対の気運が高まり⁽⁸⁾、1889年に、最初の少年裁判所がイリノイ州に設置された⁽⁹⁾。以来、20世紀初頭にかけて、少年裁判所は全米各州に急速に広まっていった⁽⁴⁾。当初、少年裁判所においては、成人に適用される刑事裁判とは異なり、陪審による審理、裁判の公開、弁護人依頼権、黙秘権等は少年の情緒を傷つける有害なものとして排斥されるなど、インフォーマルな手続がとられていた⁽⁵⁾。

このような少年裁判所の特別な手続の合憲性は、早くから争われたが、その多くは少年裁判所の合憲性を支持するものであった。この中であって、指導的判例と目されているのが、1905年のペンシルヴァニア州最高裁のFisher判決である⁽⁶⁾。

少年が自堕落な生活に陥るのを救い、保護するために、生みの親が少年を家に拘束することによってその自由を一時的に侵害するのに何らの手続を必要としない。これと同様に、同じ目的で、州が親の代わりに、パレンス・パトリエとして、少年を裁判所に連れてくるのに何らの手続を必要としない⁽⁷⁾。……これらの法を適用することによって、少年の自由が不当に侵害されることにはならない。なぜなら、法は、他の監護者がいない場合に、必要な親の権利や義務に肩代わりして、州がその義務をはたすことを承認しているのであって、少年の保護、監護、教化(training)を目的としているからである⁽⁸⁾。

このようにFisher判決は州の親代わりの権限、いわゆるパレンス・パトリエという考え方⁽⁹⁾を採用することによって、少年裁判所の特別な手続は憲法に違反しないとしたのである。その後の少年裁判所の発展は、おおむねFisher判決の示した線に沿うものであった⁽¹⁰⁾。しかし、少年裁判所の特別な手続に対する批判は相当強く⁽¹¹⁾、1960年代に入ると、連邦下級審や州裁判所のいくつかで違憲判決が下され、また、いくつかの州では少年裁判所法の改正がなされた⁽¹²⁾。そして、1960年代後半に入って、連邦最高裁において、少年裁判所における特別な手続が、憲法上のデュー・プロセスの保障に反しないかが正面から争われるに至った。

2. 少年手続におけるデュー・プロセスの保障とパレンス・パトリエの法理

まず、1967年のKent事件⁽¹³⁾においては、少年裁判所から刑事裁判所への移送決定の合憲性が争われた。

たとえインフォーマルであれ、通常の裁判権の放棄手続命令の開始以前に、少年に対して審理の機会が保障されなければならない。……我々は、通常の刑事手続におけるすべての要件に、……少年審理が合致しなければならないということを要求しているわけではない。ただ、審理はデュー・プロセスと公平さ (fairness) の本質に合致するようなものでなければならないと述べているにすぎない。(14)

フォータス裁判官は、法廷意見で、このように述べて、少年裁判手続にも、通常の刑事裁判手続において要求されるそれと全く同一のものではないが、デュー・プロセスの保障が及ぶことを明らかにした。

次いで、最高裁は、親が15歳の子どもの釈放を求めた1967年の *In re Gault* 事件⁽¹⁵⁾において、少年裁判手続におけるデュー・プロセスの保障の要請を徹底させた。Kent 判決と同じくフォータス裁判官による法廷意見は、Bill of Rights が成人専用の規定ではないことは先例に照らして自明である⁽¹⁶⁾としたうえで、パレンス・パトリエの法理について以下のように述べた。

このラテン語 (パレンス・パトリエ) は少年を憲法上の保障から排除することを求めていた人々には大きな助けとなった。しかし、その意味するところはあいまいであり、その歴史と少年裁判所制度との関連性は根拠が疑わしい。パレンス・パトリエの出自は衡平法裁判所に遡るといわれているが、子どもの財産的利益と身体を保護するための州の親代わりの (in loco parentis) 権限を表すものであって、刑事裁判の歴史においてこの法理が用いられることはなかった⁽¹⁷⁾。

このように法廷意見は、パレンス・パトリエの法理に痛切な一撃を加えるに至ったが⁽¹⁸⁾、ここで、最高裁が批判しているのは、パレンス・パトリエの思想それ自体ではなく、それが少年裁判所の理念として援用されることになった歴史的過誤とパレンス・パトリエがデュー・プロセスの否定に利用されたことについてであって⁽¹⁹⁾、多くの論者が指摘しているように、パレンス・パトリエの理念を基本理念とする少年裁判所の理念そのものが否定されたわけではなかった⁽²⁰⁾。この点について、法廷意見は以下のように述べている。

少年に与えられる特別な保障によるメリットはデュー・プロセスを否定することによる不利益によって相殺されるようなものではない。デュー・プロセスの基準を遵守するということは、それが賢明かつ温情をもって適用される場合には、少年手続の持つ実質的な利点を放棄したり廃止することを州に対して要求するものではない⁽²¹⁾。……我々は少年裁判手続をいやしめたり、犯罪少年に対する現行制度に価値がないというつもりはない。少年裁判所の提唱者がユニークな利点を主張する少年裁判手続の特色は、憲法条項の導入によって害されるものではない。たとえば、少年を成人と別個の手続によって審判するという称賛に値する原理は、ここで論じられている手続問題によってなんらかの影響を受けるものではない⁽²²⁾。

このように、*Gault* 判決においては、少年裁判所の理念そのものは、むしろ積極的に評価されていたのであった⁽²³⁾。このことは、少年裁判手続においても成人の刑事手続に適用されるのと同じ証拠法則が要求されるとした1970年の *In re Winship* 事件⁽²⁴⁾でも確認されている。

我々は、合理的な疑いをこえる証明という保障を少年に与えることが少年手続の利点を害するという主張には賛同できない。この基準を適用することは……少年手続を秘密 (confidential) にしているニュー・ヨーク州の現行の少年保護政策を害するものではない。また事実認定の審理の非形式性 (informality)、柔軟性、迅速性にも影響はないであろう。……同様に事実認定以外の特有の手続にも影響は全くないであろう⁽²⁵⁾。

さらに、最高裁は、1971年の *Mckeiver v. Pennsylvania* 事件⁽²⁶⁾において、憲法上保障される権

利であっても、少年手続において否定される場合があることをはっきりと確認した。この事件は 15 歳と 16 歳の少年が陪審裁判を受ける権利を主張したものであるが、ブラックマン裁判官の法廷意見は、少年裁判手続にこの権利を適用することを否定した。

当裁判所は、成人に保障されるすべての憲法上の権利が少年裁判手続における少年に対しても適用されるとは述べたことがない。憲法は第六修正において陪審裁判を受ける権利を保障しているが、このことから、この権利が自動的に少年手続にも適用されるというわけではない。Gault 判決はむしろこれとは逆の結論を帰結している。たしかに、我々は、Gault 判決以後、Winship 判決で、証拠原則の問題について、少年手続にもデュー・プロセスの保障が及ぶことを明らかにしたが、事実認定手続と事実認定後の処遇決定手続は、その目的もその性質も異なるものである。当裁判所は、少年裁判におけるデュー・プロセスと公平の保障を進展させてきたが、それは、事実認定手続に関してであり、陪審は正確な事実認定のために不可欠なものではない。陪審審理は少年手続の事実認定段階では憲法上の要件ということとはできない⁽²⁷⁾。

このように、最高裁は事実認定手続においては、正確な事実認定のためにデュー・プロセスの要請が優位するが、それ以外の少年手続の段階においては、「親しみがあリインフォーマルで保護的な少年手続の理想」⁽²⁸⁾が優位することを明らかにした。このことは、非行少年の予防拘禁制度がデュー・プロセスに違反するかが争われた 1984 年の Schall v. Martin 事件⁽²⁹⁾で再確認された。法廷意見を書いたレンキスト裁判官は「州は少年の福祉を守りこれを増進するためのパレンス・パトリエとしての利益を有しているものであり、この利益は少年手続を青年の刑事裁判とは本質的に異なったものにする。」⁽³⁰⁾と述べて、再びパレンス・パトリエの法理を援用することによって、刑事裁判と少年裁判の本質的な差異を強調し、事実認定手続に関しない予防拘禁の制度はデュー・プロセスに違反しないとした。

以上みてきたように、1967 年の Gault 判決以来、最高裁では、事実認定手続に関する限り少年手続のデュー・プロセス化が、徹底されていったが、他方、正確な事実認定に不可欠とはいええない陪審裁判を受ける権利、予防拘禁制度からの身体的自由などは、憲法上の権利であっても、少年裁判制度の基本理念から、少年手続には適用されない、ということが明らかになった。

- (1) Mack, *The Juvenile Court*, 23 HARVARD L.REV. 104,106(1909).刑事責任能力の年齢は、州によってまちまちであったが、だいたい 7 歳から 12 歳のくらいまでは無能力とされていた。
- (2) 少年裁判所が設置されるに至った背景には、第一に新しい犯罪学、刑事学の発生、第二に宗教的、人道的、市民的情熱の刑事司法への導入が指摘されている。松尾浩也「アメリカ合衆国における少年裁判所運動の発展」家裁月報 26 巻 6 号 2 頁 (1974)。
- (3) KFOURY, CHILDREN BEFORE THE COURT,42(1987).
- (4) Id. at 43.
- (5) 松尾浩也「少年法と適正手続」ジュリスト 464 号 84 頁 (1970)。
- (6) Commonwealth v. Fisher, 213 Pa. 48, 62 A. 198(1905).
- (7) Id. at 200.
- (8) Id. at 201.
- (9) パレンス・パトリエの思想の発祥は 16 世紀イギリスの大法官裁判所の衡平法上の管轄権にまで遡るといわれるが、アメリカにおいては、19 世紀初頭に、貧困から不良少年たちを救い出すために少年教護院 (House of Refuge) を建てたクウェイカーたちの思想にみられるという。Juvenile Justice Reform: An Historical Perspective, 22 STANFORD L. REV. 1187, 1188-93(1970).森田明「青少年の人権とパターンリズム」ジュリスト 884 号 163-64 頁 (1987)。
- (10) 松尾浩也「アメリカにおける少年裁判所運動の発展」1973 アメリカ法 209 頁。
- (11) これらの批判の第一は、本文で示したように憲法上の適正手続からのものであり、第二はアメリカ社会において多発する犯罪問題に対して法と秩序を求める刑事政策的批判であったといわれる。松尾・前掲注(2) 13 頁。

- (12) 松尾・前掲注(10) 213頁。各州の改正少年法のうち、徹底した手続的保障と責任主義を取り入れ、成人の刑事手続にかなりちかいかいものとしてワシントン州の少年法をあげることができる。この少年法の紹介としては、瀬木比呂士「米国ワシントン州新少年法の背景とこれに基づく手続の事情」家裁月報36巻11号 195頁(1984)。
- (13) Kent v. U.S., 383 U.S. 541(1966).
- (14) Id. at 562.
- (15) In re Gault, 387 U.S. 1(1967).
- (16) Id. at 13.
- (17) Id. at 16.
- (18) 松尾・前掲注(2) 14頁。
- (19) 田宮裕「少年裁判とデュー・プロセス」家裁月報24巻12号21頁(1972)。
- (20) たとえば, Kintzinger, *Freedom of Press vs. Juvenile Anonymity: A Conflict Between Constitutional Priorities and Rehabilitation*, 65 IOWA L.REV. 1471, 1481(1980).田宮・前掲注(19)21頁。
- (21) 387 U.S. at 21.
- (22) Id. at 22.
- (23) 田宮・前掲注(19) 21頁。
- (24) In re Winship, 397 U.S. 358(1970).
- (25) Id. at 366-67.
- (26) 403 U.S. 528(1971).
- (27) Id. at 533-45.
- (28) Id. at 545.
- (29) Schall v. Martin, 467 U.S. 253(1984).
- (30) Id. at 263.

III. 少年の匿名性の保護と表現の自由

1. 少年の匿名性の保護

II. でみたように、連邦最高裁は、少年裁判手続にデュー・プロセスの要請を徹底させ、少年裁判手続における特別の保障のうちいくつかを排除してきた。しかし、一方で、パレンス・パトリエを基本理念とする少年法の理念じたいは最高裁も承認するところであり、また、成人に対して保障されるすべての憲法上の刑事手続の権利が少年手続に適用されるものではないことも明らかにし⁽¹⁾、少年裁判手続においても成人と同等の憲法上の保障が与えられなければならないという考え⁽²⁾を否定した。

さて、このような状況の中で、本稿の関心である少年の氏名の公表の問題はどのように考えられるのであろうか。合衆国のほとんどすべての州は、少年の匿名を保護するために、何らかの方法で、少年のアイデンティティの公表を禁止する法律を制定している⁽³⁾。

これらの規定が少年に対する特別の配慮にもとづくものであることは明らかである。少年の氏名の公表に反対する論者は、その論拠として、①犯罪者として少年の氏名を公表することによって少年は慰めを受け、自尊心を傷つけられ、このことによって少年の健全な成長が阻害される。②少年に犯罪者の汚名を着せることは、将来の非行の再発を誘発することになる。③少年の氏名が公表されるなら、それは家族をも困惑させ、少年が非行から立直るために健全な家庭に戻ることに阻害となる。④少年の氏名の公表は一種の刑罰に等しい。犯罪者の汚名をきせられることによって社会から疎外され、将来の進学や雇用の機会を失うことになり、これは少年手続の保護的、更生、教育的目的に反する、などの点を主張している⁽⁴⁾。

他方、少年裁判手続の秘密性を批判する論者は、その論拠として、①氏名を公表することは、増大する少年犯罪に対して威嚇効果がある。公表が少年の更生を阻害するとしても、少年裁判手続がその更生目的を十分に達成していない以上、威嚇効果の価値はきわめて重大である⁽⁵⁾。②凶悪な少年犯罪からの社会の防衛。③少年犯罪者の氏名を公表することは少年に社会の価値を教えることであり、社会の一般予防を促進する。④国民が少年裁判手続を監視することは、少年犯罪者に対して公平さ (fairness) を保障することになる。また、国民の監視によって少年裁判所は少年の処遇について効果的な方法をとることに責任を負うことになる。⑤氏名を公表しないならば、社会の「知る権利 (right to know)」を侵害する、などの点を主張する⁽⁶⁾。

2. Smith 判決以前の判例

少年裁判にかかわる少年の氏名の公表に関する規制の合憲性が、州裁判所や連邦下級審で争われた事件はそう多くはない⁽⁷⁾。ここでは、このような規制の可否についての判断が分かれた 1968 年の二つの事件を紹介する。

ひとつは、Ithaca Journal News, Inc. v. City Court 事件⁽⁸⁾である。この事件では、3名の少年が軽窃盗の罪に問われていたが、市裁判所は正式審理開始とともに、非公開、氏名の公表禁止を決定した。ところが、その命令が発せられた法廷で傍聴していたにもかかわらず、同日午後、少年の氏名、住所、被疑事実を公表した記事が新聞に掲載されたために、新聞社が、裁判所侮辱罪に問われた。新聞社側は、事件の情報は、裁判所の命令以前に入手したものであると主張した。ニュー・ヨーク州最高裁は、州法を厳格に解釈して、少年のプライバシーは、裁判所の命令後に保障されるものであって、それ以前に新聞が入手した情報について規制を及ぼす権限は裁判所にはない、との判断を下した⁽⁹⁾。

これとは対照的に、メディアによる少年の氏名の公表の規制を認めたのが Virgin Islands v. Brodhurst 事件⁽¹⁰⁾である。この事件で、連邦地裁は、少年裁判手続にある少年の氏名と肖像の公表を禁止する州法⁽¹¹⁾に違反した出版社に対して罰金を科すことは第一修正に違反しないと判断した。この判決で、裁判所は、第一に、少年の氏名を秘匿しておくことは教育的かつインフォーマルな社会目的に合致するとした点と、第二に、裁判所は公表によって侵害される利益として、少年の情報そのものと少年裁判手続そのものを挙げている点が注目されよう。

いずれにせよ、Smith 判決以前の連邦下級審や州裁判所の判例は、少年の氏名の公表をメディアに対して全面的に禁止していたわけではなかった。

このように、少年の氏名の公表を禁止しうるか否かについて、州裁判所や連邦下級審では必ずしも、明確な判断がなされていたわけではなかった。このような状況下において、連邦最高裁がどのような判断を下すかが注目されていた。連邦最高裁が、メディアによる少年の氏名の公表の事件とは異なるが、少年の匿名性について最初の判断を下したのは、1973年の Davis v. Alaska 事件においてである。本件においては、未成年者 (窃盗事件の犯罪事実を立証するための証人)⁽¹²⁾の犯罪記録の照会を禁止する裁判所命令の合憲性が争われた。

バーガー長官の書いた法廷意見は、結局のところ、第六修正の自己に不利な証人と対決する権利と少年の匿名を保護する州の利益を比較衡量し、前者は最高の (paramount) 憲法上の権利であり、後者によって侵害することは許さないとした⁽¹³⁾。

このように最高裁は、少年の匿名性を保護する州の利益を認めながらも、それは第六修正との関係では後退するとしたが、表現の自由との関係ではどうなのか、なお未解決の問題として残された。マス・メディアによる少年の氏名の公表が、連邦最高裁で正面から取り上げられた最初のケース

は1977年のOklahoma Publishing Company v. District Court 事件⁽¹⁴⁾であった。

この事件では、第二級謀殺の青少年犯罪 (delinquency) で起訴された11歳の少年の氏名、肖像の公表をメディアに対して禁止する裁判所命令 (pretrial order) の取り消しが求められた⁽¹⁵⁾。少年裁判所で開かれた detention hearing は事実上公開であって、新聞社の記者、カメラマンが出席していた。審理の過程で、記者は少年の氏名を知り、法廷から連行される際に写真を撮影したものである。このニュースと写真は実名でただちに報道された。そして、約一週間後の審理の際に、裁判は非公開に変更され、本件で問題となっている命令がだされた。最高裁は、実名報道を許容した先例⁽¹⁶⁾にもとづいて本件命令は第一修正に違反するとの判断を下した⁽¹⁷⁾。

3. Smith 判決

次いで、連邦最高裁は、2年後の1979年のSmith v. Daily Mail Company 事件⁽¹⁸⁾で、再びこの問題に直面した。

この事件は、14歳の少年が学校内で同じ学校の生徒を射殺した事件で、警察の無線を傍受した⁽¹⁹⁾新聞社2社が学校で目撃者等に取材した結果、被疑者の氏名を知り、警察に連行されて学校に戻ってきた被疑者の写真を撮影した。この事件が当日と翌日の新聞に実名と写真入りで掲載された⁽²⁰⁾。ところで、ウエイト・ヴァージニア州法は、裁判所の書面による許可なしに、裁判手続に継続中の少年の氏名を新聞に公表することを禁止していた⁽²¹⁾。問題となった新聞社は、いずれも裁判所による許可を得ずに記事を掲載したために、州法違反に問われて起訴され、州法の合憲性が問題となった⁽²²⁾。

バーガー長官による法廷意見は、合法的に入手し、かつ真実である情報の公表をも禁止する州法は違憲であるとしたが、その理由は以下のとおりである。

- ① 州法の規制が、事前規制であるか、事後規制であるかにかかわらず(本件ではどちらにあたるかは問題ではない。) 後者にあたるとしても、州法が真実の情報を規制するものである以上、州法の合憲性をいうためにはもっとも高度な州の利益 (the highest form of state interest) が存在しなければならない。
- ② 先例に照らせば、情報が真実であって、それが一度公表されたか⁽²³⁾、すでに public domain に属するものであれば⁽²⁴⁾、裁判所がその情報に対して規制を加えることは憲法上許されない。
- ③ このことから、最も高度な (highest order) 州の利益が存在しない限り、新聞が合法的に入手した公共の重大事 (public significance) に関する真実の情報の公表を禁止することは憲法上許されない。
- ④ 州の唯一の利益は、少年犯罪者の匿名を維持することであって、これは少年の更生を促進する。なぜならば少年の氏名の公表は反社会的行為の再発を誘発し、将来の雇用機会等を失わせるからである、と主張されている。
- ⑤ これらの州の利益はそれ自体非難されるべきものではないが、我々がすでに Davis 判決で述べたように、この州の利益も憲法上の権利に服さなければならない。本件では、第一修正という憲法上の重大な権利の侵害が問題となっている以上、州の利益はこの憲法上の権利に規制を加えるのを正当化するほど重大なものということとはできない。
- ⑥ また、州法は新聞のみを規制の対象としてそれ以外のメディアによる氏名の公表を何ら規制していないことから⁽²⁵⁾、立法目的を十分に達成できない。
- ⑦ さらに、少年の匿名性を維持するために刑罰をもって保護しようとする州はウエスト・ヴァージニアを含めてわずか五州しかない。同様の利益をもつ他の州は他の方法によって州の利益を実現させているのであって、州の利益を維持するために刑罰は不可欠であるということとはできない。

(1) Mckeiver v. Pennsylvania, 403 U.S. 528(1971). See Note, *The Minors Rights to Abortion and the Requirement of Parental Consent*, 60 VA. L. REV. 305, 315(1974).

(2) Rosenberg, *The Constitutional Rights of Children Charged with Crime: Proposal for Return to the not so Distant Past*, 27 UCLA L. REV. 656(1980).

(3) 443 U.S. at 105.

小年裁判手続における実名報道の禁止

- (4) KFOURY, CHILDREN BEFORE THE COURT, 55-6(1987).
- (5) アメリカでは悪質な少年犯罪が増しているといわれている。渡辺尚「最近における米国少年法制の動向(上)」ジュリスト 760号 101頁(1982)。
- (6) KFOURY, *supra* note (4) at 57.
- (7) Kintzinger, *Freedom of Press vs. Juvenile Anonymity: A Conflict Between Constitutional Priorities and Rehabilitation*, 65 IOWA L. REV. 1471, 1481(1980).
- (8) 58 Misc. 2d 73, 294 N.Y.S. 2d 558(Sup. Ct. 1968).
- (9) 本件では、メディアに対して少年の氏名の公表を禁止する州法の合憲性が判断されたわけではなかった。裁判所は、正式起訴または裁判所が審理を非公開とした後の少年のプライバシー保護を規定している州法を厳格に解釈して、本件で問題とされた審理開始前の氏名公表を処罰の対象としなかった。
- (10) 285 F.Supp. 831,(D.V.I.1968).
- (11) 州法によれば、少年裁判管轄権のもとにある少年に対しては新聞、ラジオ、テレビ局は、裁判所の許可がなければ、少年の氏名、肖像を公表してはならないという包括的な禁止が定められ、違反者に対しては罰金もしくは懲役刑が科せられる。
- (12) この少年は、窃盗の前科があり、保護観察(probation)下にあり、被告人側は、この少年の証言に関して、保護観察中のために警察に有利な証言をした疑いがあると主張して証言の信憑性に疑問を呈するために、少年の刑事記録の閲覧を求めている。これに対して検察側は、少年の犯罪記録の照会を禁止する protective order を裁判所に求めた。裁判所はこの要求を容れて、前記命令を発したものである。
- (13) ホワイト裁判官(レーンキスト裁判官が同調)は、本件は単なる裁判所の裁量の問題であり、また少年の犯罪記録を照会できなかったことによる実害は何ら存在しないから、本件においては憲法問題は生じないとの反対意見を述べている。またスチュワート裁判官は、法廷意見に同調しつつも、対審の権利は絶対的なものではないということをつけ加える補足意見を述べた。
- (14) 430 U.S. 308(1977).
- (15) 新聞社は、ただちにこの命令の取り消しを求めたが、オクラホマ州最高裁は、裁判所の命令がないかぎり少年裁判手続を非公開にすることを定めた州法を根拠にしてこの訴えを退けた。555 P.2d 1286(1977).最高裁では、certiorairai を受理した同日に判断を下すという異例の措置がとられた。
- (16) Cox Broadcasting Corp. v. Cohn, 420 U.S. 469(1975).この事件では、起訴段階であっても、強姦の被害者の正確な氏名の公表を犯罪にすることは許されないとした。また、翌年最高裁はこの原則を再確認して、訴訟の継続中に有罪の立証にかかわる特定の情報の公表をプレスに対して禁止する裁判所命令は違憲であるとの判断を下した。Nebraska Press Assn. v. Stuart, 427 U.S. 539(1976).
- (17) 本件においても、前掲注(16)の先例の原則が確認され、最高裁は、裁判所が、州法にもとづいて、審理を公開にするための命令を明確に下したか否かにかかわらず、報道機関が、事実上、審理の場に出席していて、そこで収集した情報の公表を禁止することは第一修正に違反すると述べた。ただし、本件においては、上訴人が州法の合憲性を争っていないため直接違憲の判断がくだされたわけではない。
- (18) 442 U.S. 97(1979).
- (19) 警察無線の周波数にあわせて傍受し、情報を入手することは恒常的に行なわれており、違法なことではない。Id. at 99.
- (20) 新聞社二社のうち一社は、州法で氏名の公表が禁止されていることから、氏名を伏せて記事を事件当日掲載したが、他の一社は少年の氏名と写真を入れて翌日記事を掲載した。そのうえ少なくとも三局のラジオ局が少年の氏名を放送したので前者の新聞社も結局翌日の新聞では少年の氏名を公表した。Id.
- (21) W. Va. Code § 49-7-3(1976).違反者は100ドル以上の罰金、または5日以上6月以下の懲役、もしくはその両方に処せられる。Id. § 49-7-20.
- (22) 州最高裁は州法は表現の自由に対する事前規制にあたるとして厳格審査基準を適用し、起訴の取り下げを命じた。248 S.E.2d 269(1978).
- (23) Cox Broadcasting Corp. v. Cohn, *supra* note (16) at 471.
- (24) Id. at 495.
- (25) 前掲注(20) 参照。

IV. Smith 判決の検討

Smith 判決の特色は、州の少年を保護する目的と第一修正の表現の自由とを利益衡量した結果、後者の優越性を認め、合法的に入手した真実の情報の公表を禁止することはできない、とした点にあると思われる。すなわち、同判決は、少年に特別な配慮をする州の利益によって憲法上の権利を制約することはできないとして、第六修正の自己に不利な証人に対決する権利を少年手続に適用した Davis 判決を先例として引用し、そのアナロジーとして本件における少年の匿名性を保護する州の利益と表現の自由の問題をとらえたのである⁽¹⁾。

- (1) しかし、すでに述べたように、最高裁は、事実認定手続に関するかぎり、成人並のデュー・プロセスを導入して少年刑事司法化をすすめてきたが⁽²⁾、それ以外の領域では、パレンス・パトリエを基本理念とする少年裁判の基本理念を、むしろ積極的に評価し⁽³⁾、この理念が成人の刑事手続とは本質的に異なる少年手続を要請している⁽⁴⁾ことを承認してきた。このように事実認定手続においてデュー・プロセスの保障が要求されるのは、Mckeiver 判決によれば、それが「正確な事実認定のために不可欠な要素」⁽⁵⁾だからなのである。だからこそ、最高裁は、「犯罪で訴追された成人に保障されるすべての憲法上の権利が、少年裁判手続における少年に対しても、等しく強行され、適用される」わけではない⁽⁶⁾ということを確認して、「正確な事実認定のために不可欠な要素」とはいえない陪審裁判を受ける権利、予防拘禁制度からの自由などは少年手続における憲法上の要件とはされてこなかったのである⁽⁷⁾。

たしかに、Davis 事件で争われた証人の少年犯罪記録は、証人が決定的であったことから、その証言の信憑性を問うためにも必要であり、第六修正の自己に不利な証人に対決する権利は、この事件においては「正確な事実認定のために不可欠な要素」であったといえるかもしれない⁽⁸⁾。ところが、Smith 事件で争われたのは、メディアによる少年の氏名の公表であって、これは、「正確な事実認定のために不可欠な要素」であるということができない。にもかかわらず、Smith 判決は、第一修正の表現の自由と第六修正の自己に不利な証人に対決する権利との差異について検討することもなく、Davis 判決を援用し⁽⁹⁾、憲法上の権利は州の政策に優位するとの判断を下した⁽¹⁰⁾。この点は、従来、最高裁が、事実認定以外の領域では、少年裁判所の保護主義的な目的、すなわちパレンス・パトリエの法理に慎重な配慮を与えてきたことと大きくかけ離れているように思われる⁽¹¹⁾。

- (2) このことは、Smith 判決のbalancingの仕方にもあらわれている。同判決は、少年の匿名性を保護する州の利益と表現の自由という二つの相対立する利益を承認しながらも、前者については最も高度な (highest form) の利益であることを要求し⁽¹²⁾、少年犯罪者の匿名性を保護する州の利益は、この要求を充たさないと判断している⁽¹³⁾。しかしながら、最高裁は、少年裁判の非公開をはじめとして、少年のコンフィデンシャルな情報を保護する州の利益については、繰り返し、慎重な配慮を与えている。例えば、In re Gault 判決では「少年裁判所における略式手続は、少年期の過ちを衆人の凝視から隠し、忘れられた過去という墓地にその過ちを埋めるという法政策によって擁護されるときもある。…裁判記録を秘密にしておくことは、裁判官の裁量である。」⁽¹⁴⁾と述べ、裁判記録を秘密にしておくのは州の権限であることを確認した。また、In re Winship 判決では「少年犯罪者のアイデンティティを明らかにするのを防ぐために用いられる手続が包括的かつ効果的であれば、それだけ犯罪者という汚名を着せられる危険性が少なくなる。」⁽¹⁵⁾と述べ、匿名性の保護に実効性があることを承認した。さらに、Mckeiver 判決が、少年裁判手続に陪審裁

判の適用を否定したのは、不当に情報が広がるのに配慮したことも理由のひとつであった⁽¹⁶⁾。このように少年の匿名性を保護する利益を承認する先例に照らした場合、この利益は、レーンキスト判事が補足意見で述べているように、表現の自由を規制するだけの highest order な利益である⁽¹⁷⁾とする余地も十分にあったであろう。

- (3) また、Smith 判決は、public domain の領域を拡大している。同判決が先例として引用している Cox Broadcasting Corp. v. Cohn 事件では、17才の強姦被害者の氏名の公表を禁止することは、第一修正を侵害するとの判断が下されたが、被告人は、起訴状の人定質問においてその氏名を知ったものであり⁽¹⁸⁾、Oklahoma Publishing Co. v. District Court 事件においても、当初公開であった少年裁判手続のなかで少年の氏名を知ったものであった⁽¹⁹⁾。このように従来、public domain に属するとされてきた情報は、裁判手続において公的な記録として残されていたものを、裁判手続に参加したものが入手したような場合の情報であって、Smith 事件におけるように、メディアが自ら収集した情報までも含むものではなかった。メディアの入手した情報が何らかの形で公表され、それが、すでに public domain に属し、規制できないとするならば、たとえ違法に入手した情報であれ、一度その情報が公表されるならば、規制できないということになるのではないであろうか⁽²⁰⁾。そうであれば、少年の保護のために氏名の公表を禁止した州法の趣旨は没却されてしまうことになる。

(1) KFOURY, CHILDREN BEFORE THE COURT, 62(1987).

(2) 森田明「青少年の人権とパターンリズム」ジュリスト 884号160頁(1987)。

(3) 田宮裕「少年裁判とデュー・プロセス」家裁月報24巻12号21頁(1972)。

(4) Schall v. Martin, 467 U.S. 253(1984).

(5) 403 U.S. at 543.

(6) Id. at 533.

(7) Id. at 545.

(8) この点について Davis 判決におけるホワイト判事の反対意見(レーンキスト判事が同調)は、対審を制限するのは裁判所の裁量であって、本件はまさに裁判所の裁量が問題になっている事件であり、憲法問題は生じないとしている。415 U.S. at 321.

(9) レーンキスト判事は Davis 判決の先例的意義を否定している。442 U.S. at 109 n.2(Rehnquist J., concurring).

(10) 442 U.S. at 104.

(11) Kintzinger, *Freedom of Press vs. Juvenile Anonymity: A Conflict Between Constitutional Priorities and Rehabilitation*, 65 IOWA L. REV. 1471, 1480-81(1980).

(12) 442 U.S. at 102-03.しかしながら、州の利益が、メディアの表現の自由とバランスされる際に、等価値のバランスではなく、なぜ、highest order であることが要求されるのか、その根拠は判旨からは必ずしも明確ではない。州最高裁は、問題の州法を表現の自由に対する事前規制として捉え、厳格審査基準を適用したが (State ex rel. Daily Mail Pub. Co. v. Smith, 248 S.E. 2d 269(1978).), 連邦最高裁は、表現の自由に対する事前規制の問題としてはとらえていない。442 U.S. at 101.そうであるなら、むしろ、先例に照らせば、表現の自由の利益が、相対立する公共の利益に常に優位にしていたということはできず (Id. at 106(Rehnquist J., concurring).), 等価値のバランスが妥当する余地も十分にあったと思われる。

(13) Id. at 104.

(14) 387 U.S. at 24.同判決は、続けて、警察における犯罪の記録も裁量の問題であるとしている。Id. at 24-5.

(15) 397 U.S. 358, 367 n. 5.

(16) 403 U.S. at 550. Kintzinger, *supra* note (11) at 1481.

(17) 442 U.S. 97, 107(Rehnquist J., concurring)(1979).同判事は少年裁判所制度の設立趣旨から州の保護主義的、更生的な役割は十分に尊重されるべきであり、氏名の公表は少年の更生に harmful impact を与えると説いている。

(18) 420 U.S. at 472.

(19) 430 U.S. at 309.

(20) Kintzinger, *supra* note (1) at 1489-90.

V. おわりに

IV. の考察から、Smith 判決は、必ずしも先例に即したものではなかったことが明らかにされた。先例が少年の匿名性を保護する州の利益を繰り返して、承認してきたのに対して、Smith 判決は、この州の利益を過小評価しているように思われる⁽¹⁾。Davis 判決を援用し、このような州の政策も憲法上の権利には服さなければならない⁽²⁾として、州の利益に対立する権利の差異に着目しない Smith 判決の枠組みによれば、少年保護のための政策が憲法上の権利と対抗関係に立ったとき、常に、後者が優位するという結論を導きかねない⁽³⁾。これは、成人に保障されるすべての憲法上の権利が少年裁判手続における少年に対しても適用されるわけではないということを確認した Mckeiver 判決⁽⁴⁾と明らかに矛盾する。

少年裁判手続における氏名の公表禁止が、少年及びその家族のプライバシーの保護とともに、「審理を公開したりみだりに記事等の公表をしたりしないことによって少年個人の保護・更生をはかるとともに、それが再犯を予防する上からも効果的である」⁽⁵⁾という個別化の原理にもとづいて制定されている以上、表現の自由との抵触が問題になった場合には、結局のところ、その公表がその少年の保護・更生、再犯予防にどの程度の害悪を与えるかについて個別的な利益衡量によって決するほかないと思われる⁽⁶⁾。その意味で利益衡量の手法を用いた Smith 判決は妥当であるが、少年保護の目的をあまりに過小評価したところにこの判決の問題点がある。

同判決が、このように少年保護の目的を過小評価した利益衡量のテストを用いたのは、少年の年齢や事件の重大性に着目したためのようにも受けられる⁽⁷⁾。その意味では、同判決は、デュー・プロセスの導入以来、「少年司法の目的自体を保護ではなく刑罰に置きかえるという急旋回」⁽⁸⁾をしているアメリカ少年司法の流れ⁽⁹⁾のなかの一判決として位置づけられるのかもしれない。しかし、最高裁は、1984年の Schall 判決において、非行少年の予防拘禁制度に対する違憲の挑戦について、ふたたびパレンス・パトリエの法理を援用し、これをしりぞけた⁽¹⁰⁾。Smith 判決においても、少年の匿名性を保護する州の利益自体が否定されたわけではない。アメリカ少年司法の分野におけるパレンス・パトリエの法理とデュー・プロセス化の緊張関係はまだ続くように思われる⁽¹¹⁾。

(1) Kintzinger, *Freedom of Press vs. Juvenile Anonymity: A Conflict Between Constitutional Priorities and Rehabilitation*, 65 IOWA L. REV. 1471, 1483(1980).

(2) *Smith v. Daily Mail Company*, 442 U.S. 97, 104(1979).

(3) KFOURY, *CHILDREN BEFORE THE COURT*, 41(1987).

(4) *Mckeiver v. Pennsylvania*, 403 U.S. 528, 533(1971).

(5) 団藤重光・森田宗一『新版 少年法〔第二版〕』434頁(1984)。See, *Davis v. Alaska*, 415 U.S. 308, 319(1974); 442 U.S. at 108(Rehnquist J., concurring).

(6) Krouty, *supra* note (3), at 63. See, 442 U.S. at 106(Rehnquist J., concurring).

(7) Kintzinger, *supra* note (1), at 1485-86.

(8) 森田明「少年手続における保護とデュー・プロセス」小林直樹先生古希祝賀『憲法学の展望』616頁(1991)。

(9) たとえば、*Stanford v. Kentucky* では、16歳と17歳の少年に対する死刑の適用について、現代的節度基準に反しないこと、不適用についての社会的合意がないこと、立法者が死刑の存在を是認していたことなどを理由として、第八修正に違反しないとされた。492 U.S. 361(1989)。また、少年用の刑事裁判所を New Juvenile Court として提唱

小年裁判手続における実名報道の禁止

する学説もある。Melton, *Taking Gault Seriously: Toward a New Juvenile Court*, 68 NEB. L. REV.

(10) Schall v. Martin, 467 U.S. 253(1984).

(11) この問題を考えるうえで、Gault 判決におけるハーラン判事の以下の意見が示唆的であるように思われる。「本件において問題とされるのは、現行の刑事裁判で用いられている手続のうちどれを少年裁判所にそのままの形で移すか、ということではなく、少年手続の基本的な公平さ (fairness) を確保するのに必要なはどのような形の手続的保障なのかを決定することである。」387 U.S. at 74(Harlan J., concurring in part and dissenting in part).